

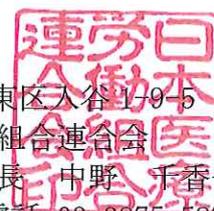
2016年3月8日

衆議院議員

宮本 徹 様

衆議院第一議員会館 1219

住所 110-0013 東京都台東区入谷1-9-5
団体名 日本医療労働組合連合会
代表者名 中央執行委員長 中野 千香子
電話 03-3875-5871
FAX 03-3875-6270



安全・安心の医療・介護実現のための 夜勤改善・大幅増員を求める要請書

貴殿の国政でのご活躍に心から敬意を表します。

厚生労働省は、2011年「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」、2013年「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について」を続けて発出し、2014年通常国会において医療法を改正する中で「医療従事者の勤務環境改善」を位置づけ、離職防止や医療の質の向上のために指針を策定しました。また昨年、政府としては初めての病院現場の実態調査となる「病院の勤務環境に関するアンケート調査」を実施しました。医療現場の勤務環境改善に関しては、このように政府も取り組む姿勢を打ち出しています。しかしその一方で、12月に開かれた看護職員需給見通しに関する検討会では、「看護職員の需給見通しについては、新たに開催する『医療従事者の需給に関する検討会』の『看護職員需給分科会』において、地域医療構想における2025年の医療需要等を踏まえて今後検討する。」とした上で、「これに伴い、平成28、29年の2カ年の看護職員需給見通しは策定せず」としています。勤務環境改善を謳いつつも、実際には深刻な人員不足の早急な解消を求める医療現場の声を聞き届けない姿勢としか受け止められません。

日本医労連が実施した「看護職員の労働実態調査」（2014年発表、回答数32,372）では、「慢性疲労」（73.6%）、「辞めたいと思う」（75.2%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（85.4%）という結果であり、これらの状況が前回の調査（2010年）から改善されていないことも明らかになっています。

政府は、「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善するとしていますが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医師・看護師・介護職員の増員など医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員・夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を実現するため、貴殿におかれましても要請事項の実現に、最大限のご尽力をいただけますようお願いいたします。

【要請項目】

- ① 看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
- ② 医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- ③ 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上